

岐阜市福介第869-1号
平成25年 1月10日

特別養護老人ホーム 設置者 様

岐阜市長 細江 茂光

岐阜市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）により改正されました老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項において、市（中核市）は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号。以下「条例」という）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照
別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第3条）

この規定の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）に基づいて、市と特別養護老人ホームが協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、施設を設置する法人の役員、施設の管理者をはじめとする施設の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがいまして、貴施設において該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第8条第7号及び第8号、第35条第8号及び第9号）

第8条第7号及び第8号等に、本市独自の基準として、運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」及び「苦情を処理するために講ずる措置の概要」を盛り込むことを規定します。

この規定の趣旨と内容は、運営規程が、施設サービス利用時の条件や留意事項等を、当該施設の利用希望者等に対して予め示すもので、施設の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮して、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴施設の運営規程において、別の条に規定する身体的拘束等の禁止（第16条等）や苦情処理（第30条）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 非常災害対策（第9条第3項）

第9条第3項に、本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。

この規定の趣旨と内容は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と特別養護老人ホームが協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

(4) 記録の整備（第10条第2項）

第10条第2項に、本市独自の基準として、記録の保存期間は「5年間」とすることを規定します。（省令においては「2年間」と規定されています。）

この規定の趣旨と内容は、障害福祉サービス等、他の社会福祉事業等の基準に定められる記録の保存期間や地方自治法において金銭債権の時効は「5年間」と規定されていることとの整合を図るものです。

なお、経過措置として附則第9条に、この条例の施行（平成25年4月1日）までに保存されている記録については「2年間」の保存でよいことを規定しています。

したがいまして、貴施設において、今後完結する記録から5年間保存する体制を整えてください。

(5) 設備の基準（第11条第4項第1号ア、第45条第4項第1号ア）

第11条第4項第1号ア等に、本市独自の基準として、一の居室の定員は、原則として1人とするが、入所者のプライバシーの確保の状況を勘案し、市長が特に認める場合にあっては、「4人以下」とすることができることを規定します。（省令においては「1人」と規定されています。）

この規定の趣旨と内容は、岐阜市高齢者福祉計画に多床室の増床を定めている場合において、施設が多床室利用者のプライバシー確保等の必要な措置を講じていると市長が認めたときには「4人以下」の居室を整備できることを規定するものです。

なお、本市は高齢者福祉計画を3年ごとに策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

3 条例の解釈として準用する国の通知

- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（平成12年11月21日老振第77号・老健第123号）
- ・病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成19年5月31日医政発第0531003号・老発第0531001号）
- ・病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について（平成19年7月30日医政発第0730001号・老発第0730001号）
- ・構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について（平成24年3月30日老発0330第3号）

なお、以上の通知のほか、国等から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き特別養護老人ホームの設置者に対する認可、指導及び監査の基準としますのでご留意をお願いします。